新座市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

新座市個人番号の利用に関する条例(平成27年新座市条例第35号)の一部 を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正 後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応 する改正後部分に改める。

改 正 前 (個人番号の利用範囲) (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項に規定する条例で定め 第4条 法第9条第2項に規定する条例で定め る事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関 る事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関 が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2第 が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2第 1号の表及び第2号の表の左欄に掲げる執行 1号の表及び第2号の表の左欄に掲げる執行 機関が行うこれらの表の中欄に掲げる事務並 機関が行うこれらの表の中欄に掲げる事務並 びに市長が行う特定個人番号利用事務とする。 びに市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる 事務とする。 2 「略] 「略〕 3 市長は、特定個人番号利用事務を処理する 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務 ために必要な限度で、利用特定個人情報で を処理するために必要な限度で、同表の第4 あって自らが保有するものを利用することが 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有 できる。ただし、法の規定により、情報提供 するものを利用することができる。ただし、 ネットワークシステムを使用して他の個人番 法の規定により、情報提供ネットワークシス テムを使用して他の個人番号利用事務実施者 号利用事務実施者から当該利用特定個人情報 の提供を受けることができる場合は、この限 から当該特定個人情報の提供を受けることが できる場合は、この限りでない。 りでない。 「略] 「略] 別表第2(第4条関係) 別表第2(第4条関係) (1) 法別表に掲げる事務 (1) 法別表第1に掲げる事務 [略] [略] (2)[略] (2)[略]

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

令和6年2月28日提出

## 新座市長 並 木 傑

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一 部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。